

選定療養費（初診時）ご請求のお知らせ

当院では紹介状をお持ちでない患者様等には保険診療料に加え、初診に関わる「選定療養費」として5,500円（税込）をご請求させていただきます。予めご了承くださいませようお願いいたします。

◎『選定療養費（初診時）』とは、初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定され、紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合に保険適用の初診料とは別にご負担いただく療養費です。

◎ 初診とは

- ・当院を初めて受診される時
- ・以前に当院を受診され、傷病が治癒もしくは終了し、その後新たに発生した傷病のために受診をしたとき
- ・医学的所見より継続治療を必要とするが、自己の判断で治療を中止し1ヶ月以上経過した後を受診したとき

◎初診に関する「選定療養費」をご負担いただく必要のない方は以下の通りです。

- ・他医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- ・休日・夜間等の時間外診療を緊急受診した方
- ・生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ・特定の疾患や障害等で、各種の公費負担を受給されている方
- ・重度心身障害者医療費受給資格証をお持ちの方
- ・住民検診・人間ドック等による市町村長・団体の長からの治療・精密検査依頼文書をお持ちの方 ※発行日から1年以内のものに限る。
- ・今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に継続通院されている方等

また、ご不明な点等がございましたら会計窓口にお問い合わせください。

初診時の選定療養費に関する Q&A

Q 1. 初診時の選定療養費って何ですか？

A 1. 「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200 床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定され、紹介状なしに 200 床以上の病院を受診した場合に保険適用の初診料とは別にご負担いただく療養費です。

当院では、該当の患者さんには選定療養費として 5,500 円をご負担して頂きます。

Q 2. 初診料はどのような場合に算定されるのですか？

A 2. 「初診料」の算定対象は次の場合をいいます。

- ・当院を初めて受診される時
- ・以前に当院を受診され、傷病が治癒もしくは終了し、その後新たに発生した傷病のために受診をしたとき
- ・医学的所見より継続治療を必要とするが、自己の判断で治療を中止し 1 ヶ月以上経過した後を受診したとき

診療報酬点数の規定では「初診料は医師がその傷病について医学的に初診と判断した場合に算定する」ことになっています。「治療中の傷病が治癒（終了）したと判断した場合、又は、患者様が任意に治療を中止し、1 月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が以前と同一病名または同一症状によるものであっても、その際の診療は初診として取り扱う。」とあり、この規定に準じて初診料を算定しております。

Q 3. 同時に 2 つの診療科を初めて受診する場合はどうなるのですか？

A 3. 同時に 2 つ以上の傷病について診療を受け、どちらも初診の場合であっても選定療養費のお支払いは 1 回のみです。また、現在当院で継続治療中の傷病をお持ちで、新たに他の病気のために他科で初診診療があった場合もお支払いの必要はございません。